

法人会は「健全な経営・正しい納税・社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です

特集

「武士道に学ぶ行動規範」



企業リレー 【 毎号表紙を飾っていただくのは各企業の社員さんです。 】

株式会社朝野堂

NHK 連続テレビ小説 令和3年度前期放送の「おかえりモネ」のロケ地として当書店が放送されました。若柳の朝野堂（ちようやどう）です。主人公ヒロインの清原果耶（きよはら かや）さんが気象予報士を目指すきっかけになった教本を買いに来たのです。ドラマの設定では気仙沼で生まれ育ち、青春を登米市で過ごしたヒロイン。登米市の書店という設定でしたが、隣の栗原市に小さな本屋さんがあり、ドラマにぴったりと気に入って下さり決定しました。小さい本屋でもいいことあるんだな、といったエピソードでした。ありがたいことに現在も、日本各地から聖地巡礼ということで来店いただいております。

創業は、明治23年あたりと言われております。本と新聞を若柳の中町という真ん中の商店街で販売しております。今は紙の本や紙の新聞が無くても間に合う時代となり、なかなか本屋に立ち寄ってもらうことも少なくなりました。自宅にお取り寄せも簡単にできるので仕方ないといえばそうですが、実際に本に触れたりしてから購入するのは大切だと思っております。

店に無い本はお取り寄せ出来ます。ご自宅にお届けもいたします。配達料として1回200円いただきますが、週刊誌月刊誌など続けてお届けする場合は無料にいたします。

また栗原市の特典で、運転免許返納証明書がある方には無料でお届け出来ますのでご注文の際にお申し出下さい。これからも地元の皆様のお役に立てますよう精進してまいりたいと従業員総勢でお待ちしております。

《営業時間》9時半～18時半
※不定期に休む場合もあります。
ご了承ください。

●企業リレー ●活動レポート 令和5年4月～7月

めざします。「みんなの法人会」

武士道

に学ぶ

行動規範

経営コンサルタント

野田 清裕



「侍ジャパン」が野球を始め、サッカーやラグビーなどでも世界のスポーツ界を席巻している。なかでも、大リーグで投手と指名打者として投・打・走の三拍子で他の追随を許さないほどに記録を塗り替えている大谷翔平選手の活躍は世界中から注目されている。

ホームランバッターを讃え、武者兜をかぶせるパフォーマンズが今年から始まったことから、「侍」という言葉も世界に通じ、定着する言語となっている。

彼は岩手県出身だが、同じ岩手県盛岡市出身で5千円札の肖像画にもなった新渡戸稲造氏が英文で著した「武士道 Bushido」が「侍ジャパン」の語源にもなっているとも伝えられている。

「武士道」を新訳した東京女子大特任教授の大久保喬樹氏は著書の中で、侍ジャパンの語源について「極東の小国日本が大国である中国を破った日清戦争の直後に本

書がアメリカで出版され、開国間もない未知の国である日本への興味、とりわけ戦争勝利の原動力への興味が高まり、『サムライ日本』の原点となる日本のイメージを欧米諸国にもたらした」と述べている。

大谷選手が活躍するエンゼルスの本拠地はカリフォルニア州アナハイムにあるが、新渡戸氏が「武士道」を著したのは、彼が過労により脳神経症を患い療養していたカリフォルニアであった。しかも、大谷選手が日本国内の球団から注目を集めた高校時代を過ごした花巻市には、新渡戸記念館があり、新渡戸氏の哲学・思想に接することができ環境にあったのだ。

新渡戸氏は「われ、太平洋の橋とならん」と言説を残しており、約100年の時空を超えたシンクロニシティ（共時性）を感じずにはいられない。

そして、この時代に「侍ジャパ

ン」という言葉が世界を駆け回ることには奇妙な縁を感じるのである。新渡戸氏は武士道の源流には、日本古来の神道、伝統的宗教の仏教、さらには江戸幕藩体制維持のための理論的支柱となった儒学朱子学があるとしている。

それらは現代の日本人の心にも道徳観として脈々と受け継がれ、日本人の民族的精神の根源ともなっていると言っている。

自然や祖先への崇敬畏敬の念だったり、道徳的・倫理的な人間関係を大事にする思いだったり、傲慢な生き方をいさめて自己を整える生き方を説いているのである。

「武士道 Bushido」には、現代日本人そしてビジネスパーソンにも通底する「正義・慈悲・礼節・信用・誠実・自制・忠誠・清廉・勇気・道義・品性・忍耐…」などが数多くの行動規範ともいえることが記されており、ビジネス場面でも活きる武士道の本質が散りばめられているのだ。

いま、企業の現場では人材不足や生産性向上で悩みを抱える向きが少なくなく、その課題解決を図る上で本稿では「礼節」に着目していきたい。

新渡戸氏は「礼節は慈愛と謙虚

さの心から生まれ、他人の感情に對するやさしい思いやりによって成長するものであり、どこまでも優雅な共感の表れなのである。泣き悲しむ者と共に泣き、喜ぶ者と共に喜ぶことが求められるのだ」と、他人への共感が礼節では大事なのだと言っている。

最近のある調査で、若手社員の離職理由の1位に「人間関係が悪い」が挙げられ、上司と部下の関係、職場風土の悪さが指摘されている。他者に対するやさしい感情や共感、尊重を持った接し方が欠かせない。

風通しのよい職場風土であれば、社員自らの意欲が沸き立ち、企業の生産性さえも向上していくのだ。経営者をはじめとするビジネスパーソンが武士道の行動規範に触れ、実践していくことの大切さが歴史の彼方から木霊しているように思えてならない。

さて、武士道を米国の地で体現する大谷選手。今、大リーグの他球団への移籍騒動の渦中にあるが、新渡戸氏の言った「われ、太平洋の橋とならん」との大願を果たしてほしいと心から願わずにはいられない。



消費税 インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。 令和5年4月

おさえていただきたい

4つのポイント

- ポイント1** 免税事業者からインボイス発行事業者になられた方
納税額を売上税額の**2割**に軽減
詳しくは、P2
- ポイント2** 一定規模以下の事業者の方
1万円未満の取引、インボイス保存**不要**
詳しくは、P3
- ポイント3** すべての事業者の方
1万円未満の値引き等、返還インボイス交付**免除**
詳しくは、P3
- ポイント4** これから登録される免税事業者の方
登録希望日に登録が可能に
詳しくは、P4

重要 インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の要否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて紹介しております。



ポイント2 少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能

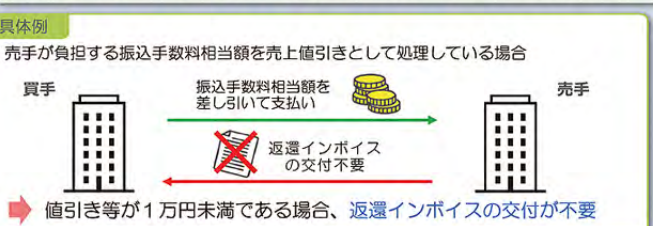
基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間（※）における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

- 1万円未満の判定単位**
「税込1万円未満」に該当するかどうかは、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。
- 具体例**
 - 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
 - 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間
令和5年10月1日から令和11年9月30日までに課税仕入れ

ポイント3 1万円未満の返品や値引きについて返還インボイスの交付が不要

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。



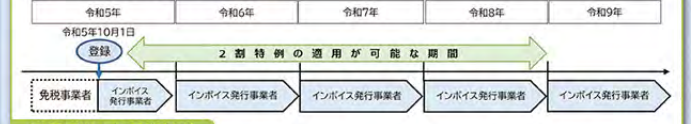
対象期間
適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）

ポイント1 インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができるようになりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。



適用可能な期間のイメージ



- 適用可能となる事業者**
- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
つまり「基準期間（※）の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。
ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません
 - 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
 - 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間
- ※ 基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

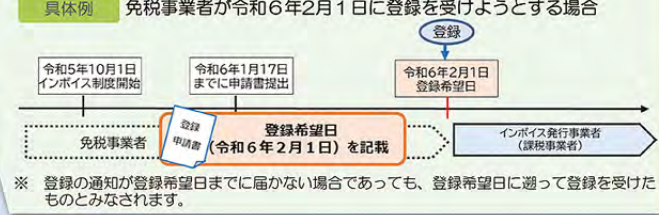
- 留意点**
- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用可能。適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。
 - 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間
令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

ポイント4 インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し

見直し①
令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。
※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日過ぎて登録を受けたものとみなされます。
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。
なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載しております。

見直し②
免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。



見直し③
課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から登録の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで
- 翌課税期間初日から取消の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで

インボイス制度に関するお問合わせ先

インボイス制度特設サイト
インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続に関すること、Q&Aなどを掲載しています。

インボイスコールセンター
インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。
0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）



栗原法人会の活動レポート ◆◆◆◆ 令和5年5月から7月

市内小学生の租税教室 テーマ「私たちの暮らしと税金」

5/9
Tue



場 所：栗原市高清水「高清水小学校」
講 師：青年部会副部長
佐藤 孝氏 他3名
参加児童数：高清水小学校6年生/24名

5/15
Mon



場 所：栗原市花山「花山小学校」
講 師：青年部会幹事
小松 道由氏 他3名
参加児童数：花山小学校5・6年生/6名

5/26
Fri



場 所：栗原市築館「宮野小学校」
講 師：青年部会幹事
鹿野 健一氏 他3名
参加児童数：宮野小学校6年生/10名

5/26
Fri



場 所：栗原市栗駒「栗駒南小学校」
講 師：青年部会幹事
渡邊 登氏 他2名
参加児童数：栗駒南小学校6年生/25名

6/15
Thu



場 所：栗原市鶯沢「鶯沢小学校」
講 師：青年部会幹事
鈴木 敏浩氏 他2名
参加児童数：鶯沢小学校6年生/18名

7/14
Fri



場 所：栗原市栗駒「栗駒小学校」
講 師：税制副委員長
鈴木 章広氏 他2名
参加児童数：栗駒小学校6年生/31名

6/8
Thu



税務研修会
場 所：栗原市栗駒「ベルディ栗駒」
テ マ：「税務調査のポイントについて」
講 師：築館税務署 法人課税部門
統括国税調査官 安田 和彦氏
参加者数：75名（内一般14名）

7/13
Thu



税理士会・法人会との懇談会
場 所：栗原市築館「ラウンジ凜」
参加者数：11名

◆お知らせ◆

築館税務署定期異動



◇令和5年7月10日付（着任）
署 長 **黒澤 雅子**
（前 寒河江税務署・署長）
前署長 **工藤 正博**
（札幌国税局・酒税課長）

◇令和5年7月10日付（着任）
総務課長 **松村 俊一**
（前 大船渡税務署・総務課長）
前総務課長 **上野 令子**
（新庄税務署・総務課長）

◇令和5年7月10日付（着任）
調査部門 統括調査官 **千葉 謙太郎**
（前 仙台南税務署・個人課税事務担当・連絡調整官）
前法人課税部門 統括調査官 **安田 和彦**
（仙台国税局 調査査察部 特別調査官 総括主査）

第7回 高校生の『税』の写真展 9/8 金
応募締切 令和5年

作・品・募・集

テーマ
「身近な税の使い道」

栗原地域で「税金」を利用して、私たちの暮らしに役割を果たしているもの。

※詳しくはWEBをご覧ください

